別表1(第3条、第4条、第5条、第7条関係)

J.	137 I (N) O >							
	1 対象事業	2 交付事業者	3 交付対象経費	4 交付率	5 重要な変更			
	1 農地維持支払交付金	対象組織	交付金実施要綱別紙1の規定に基づき、対象組織の代表と市 長との間で締結される協定により5年間以上継続して行われる 対象活動を行う対象組織が活動 を実施するために要する経費	10 割	テ のの 付交とお超減			
	2 資源向上支払交付金	対象組織	交付金実施要綱別紙2の規定に基づき行われる、次のいずれかに掲げる活動に取り組む対象組織が活動を実施するために要する経費 ア地域資源の質的向上を図る共同活動 イ施設の長寿命化のための活動 ウ組織の広域化・体制強化	10 割	テ イ 2 お超減 までのの 付交とお超減 様の減交と金相るる 付交を金相るる 付交とおり			

### 別表 2 (第3条関係) 【地目別交付単価(上限)】

(単位:円/10 アール)

	(一下:11/ 1					
1 地目	2   交付単価   1	3   交付単価   2	4 交付単価 3	5 交付単価 4	6 交付単価 5	7 交付単価 6
田	3,000	2,400	4,400	4 0 0	4 0 0	4 0 0
畑	2,000	1,440	2,000	2 4 0	2 4 0	2 4 0
草地	2 5 0	2 4 0	4 0 0	4 0	4 0	4 0

#### 備考

- ア 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)のうち、市から認定を受け、又は市と締結した協定に、協定の対象となる資源として位置付けられた農用地であって、共同活動又は地域資源の質的向上を図る共同活動を5年間以上実施した農用地又は施設の長寿命化のための活動に取り組んでいる対象農用地であるものについては、別表2の第3欄に掲げる額に0.75を乗じて得た額を交付単価とする。
- イ 資源向上支払交付金(地域資源の質的向上を図る共同活動)のうち多面的機能の増進を図る活動に取り組めない場合は、当該支払の交付単価に5/6を乗じて得た額を交付単価とする。
- た額を交付単価とする。 ウ 資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動)のうち、交付金実施要綱別 紙5の第3に定める要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織につい ては、別表2の第4欄に掲げる額に5/6を乗じて得た額を交付単価とする。

# 別表3 (第3条関係)

## 1 平地 【交付単価】

(単位:円/組織)

			]/ 水丘州以/
	2 交付単価	3 交付率	4 事業期間
5 0 ha 未満	0円	10割	5か年
5 0 ha 以上 1 0 0 ha 未満	2万円	10割	5か年
100ha以上150ha未満	4万円	10割	5か年
150ha以上200ha未満	6万円	10割	5か年
200ha 以上1,000ha 未満又 は特定非営利活動法人	8万円	10割	5か年
1,000ha以上	16万円	10割	5か年

## 2 中山間地 【交付単価】

(単位:円/組織)

			門/ 組織/
	2 交付単価	3 交付率	4 事業期間
2 5 ha 未満	1万円	10割	5か年
2 5 ha 以上 5 0 ha 未満	2万円	10割	5か年
5 0 ha 以上 7 5 ha 未満	4万円	10割	5か年
7 5 ha 以上 1 0 0 ha 未満	5 万円	10割	5か年
100ha以上200ha未満	6 万円	10割	5か年
200ha 以上1,000ha 未満又 は特定非営利活動法人	8 万円	10割	5か年
1,000ha以上	16万円	10割	5か年
協定に参加する集落が3集落以上 の範囲で協定の対象とする区域	4万円	10割	5か年